

入 札 公 告

制限付一般競争入札を執行するので、五泉市契約事務規則（平成１８年五泉市規則第４９号）第１７条及び第１８条の規定により、次のとおり公告する。

令和７年５月１日

五泉市長 田 邊 正 幸

１ 概要

(１) 入札番号	物第３号
(２) 件 名	戸別受信機
(３) 納品場所	五泉市役所 総務課
(４) 納入期限	令和７年７月３１日
(５) 仕様等	別紙仕様書のとおり
(６) 予定価格	非公表
(７) 最低制限価格	設定なし
(８) 入札の方法	本物品の入札は、入札前に入札参加申請者の入札参加資格要件を審査する事前審査型入札による方法とする。

２ 入札参加資格

入札参加者は、入札参加申請書提出時点において、次に掲げる要件をすべて満たしている単体企業であること。

- (１) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項及び第２項各号の規定に該当しない者であること。
- (２) 本公告の日から開札日までの間において、新潟県又は五泉市から指名停止を受けた者(指名停止期間の一部が属する場合を含む。)でないこと。
- (３) 会社更生法(平成１４年法律第１５４号)第１７条の規定による更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (４) 民事再生法(平成１１年法律第２２５号)第２１条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (５) 次のアからウまでのいずれにも該当しない者。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号の規定による暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号の規定による暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められる者。

ウ 暴力団員と密接な関係を有していると認められる者。

- (６) 新潟県内に本店、支店または営業所を有し、かつ当該本店、支店または営業所が五泉市の入札参加資格者名簿（物品）に登載されていること。

３ 入札参加手続等

この入札に参加を希望する者は、次のとおり書類を提出し、２に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。なお、期限までに書類を提出しない者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 入札参加申請書等の提出期限
令和7年5月9日（金）午後5時まで
- (2) 提出書類
入札参加申請書
※入札参加申請書の様式は五泉市ホームページからダウンロードとする。
- (3) 入札参加申請書の提出方法
持参又は郵送とする。（郵送の場合は提出期限必着とする。）
提出先 〒959-1692 新潟県五泉市太田 1094 番地 1
五泉市役所 財政課 管財係
郵送方法：一般書留郵便・簡易書留郵便のいずれかによる。
- (4) 入札参加資格の結果通知
令和7年5月13日（火）までに通知する。

4 質問

- (1) 受付期限
令和7年5月9日（金）午後5時まで
- (2) 提出方法
所定の質問書に質問内容を記入の上、五泉市財政課へ持参、電子メールまたは FAX にて提出する。（質問書の様式は五泉市ホームページよりダウンロードとする。）なお、電子メールまたは FAX にて質問書を提出した場合は、電話で五泉市財政課にその旨を連絡すること。
- (3) 提出先
五泉市役所 財政課
メールアドレス：zaisei@city.gosen.lg.jp
FAX 番号：0250-41-0006
- (4) 質問の回答
令和7年5月13日（火）までに五泉市ホームページ上で回答する。

5 入札方法

- (1) 入札の日時及び場所
令和7年5月16日（金）午前10時00分 五泉市役所 301会議室（3階）
- (2) 開札
入札終了後直ちに上記5（1）の場所で行う。
- (3) 入札方法
上記5（1）の日時及び場所に入札書を持参し提出する。
（入札書の様式は五泉市ホームページからダウンロードとする。）
- (4) 入札における留意点
 - ① 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を入札書に記載すること。
 - ② 初回の入札で落札者がいないときは、再度入札するものとし、その回数は1回とする。
 - ③ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者が入札を辞退しようとするときは、入札日時まで

に入札辞退書を持参または郵送で提出すること。

④ 代理人が入札に参加する場合は、委任状を提出すること。（委任状の様式は五泉市ホームページからダウンロードとする。）

6 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金を令和7年5月14日（水）正午までに納入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は入札保証金を免除とする。

- （1）保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- （2）過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模が同程度の契約を数回以上にわたって締結し、かつ誠実に履行した実績を有するとき。

上記（1）に該当する場合は、令和7年5月14日（水）正午までに入札保証保険証券を財政課管財係に提出すること。上記（2）に該当する場合は、履行実績を証する書類（契約書、仕様書等）の写しを入札参加申請書提出時に提出すること。

7 落札者の決定

- （1）有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。
- （2）落札者が決定した時は、直ちに口頭で発表する。
- （3）落札者となるべき価格をもって入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

8 無効入札

- （1）入札に参加する者に必要な資格のない者又は委任状の提出のない代理人の行った入札
- （2）入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- （3）入札書の記載金額を加除訂正した入札
- （4）入札書に記名押印がない入札
- （5）同一事項の入札について2通以上の入札書を提出した者の行った入札
- （6）同一事項の入札について他の入札者の代理人を兼ねた者の行った入札
- （7）同一事項の入札について代理人が2人以上の代理をして行った入札
- （8）所定の額の入札保証金を納入しない者が行った入札
- （9）入札に関し不正の行為をした者の行った入札
- （10）その他入札に関する条件に違反した入札

9 契約方法

- （1）落札者は、落札決定後速やかに仮契約を締結すること。

本入札による落札者との契約の締結については、五泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年五泉市条例第53号）第3条に規定する五泉市議会の議決を要するため、議会の同意を得た時に本契約となる旨の仮契約を、五泉市契約事務規則第9条の規定により締結する。なお、この仮契約が市議会の同意を得られなかった時は仮契約を解除し、五泉市は一切の責任を負わない。

- （2）仮契約書は五泉市所定の仮契約書（案）を使用する。
- （3）契約金額は、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額（1円未満は切り捨て）とする。

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金（現金または有価証券等）を納付すること。契約保証金の納付は金融機関及び保証事業会社の保証をもって代えることができる。ただし、五泉市契約事務規則（平成18年規則第49号）第7条第4項各号のいずれかに該当するときは、これを免除する。

11 支払条件

（1）前金払 あり

ただし、契約額の3割を超えない範囲とする。また、五泉市議会の同意を得て本契約となつてから30日以内に請求するものとする。

（2）部分払 なし

12 代金の支払

契約代金は検査完了後、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

13 その他

本入札は公告記載事項の外、五泉市契約事務規則に基づき実施する。本公告に関する問合せ先は下記のとおりとする。

五泉市太田 1094 番地 1 五泉市役所 財政課 管財係

電話 0250-43-3911 FAX 0250-41-0006

E-mail zaisei@city.gosen.lg.jp